

旭川市宿泊税条例

(課税の根拠)

第 1 条 誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、観光の振興に関する事業に必要な経費に充てるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(用語)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業に係る施設並びに住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出をして営む同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (2) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (3) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び旭川市税条例（昭和 43 年旭川市条例第 20 号）において使用する用語の例による。

(納税義務者等)

第 3 条 宿泊税は、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第 4 条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）に在籍する幼児、児童、生徒又は学生であつて、当該学校が主催する修学旅行その他の行事に参加しているもの

(2) 次に掲げる施設を利用する満 3 歳以上の幼児であつて、当該施設が主催する行事（当該施設全体又は各年の 3 月 31 日における年齢によって区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加しているもの

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 10 項に規定する小規模保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第 39 条第 1 項に規定する保育所又は同法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出をした施設

(3) 前 2 号に規定する行事の引率者
(税率)

第 5 条 宿泊税の税率は、宿泊者 1 人 1 泊につき 200 円とする。

(減免)

第 6 条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、宿泊税を減免することができる。

(徴収の方法)

第 7 条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第 8 条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設を営業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第 9 条 宿泊施設を営もうとする者は、当該宿泊施設の経営を開始する日の前日まで（前条第 2 項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から

10日以内)に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該事項を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申告書を提出する者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 宿泊施設の客室数その他設備の概要

(4) 経営開始予定年月日(当該申告書を提出する日において既に当該宿泊施設の経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日)

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったもの又は変更したものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

5 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第10条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管

理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から１０日を経過した日とする。

- ２ 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から１０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第１１条 前条第２項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第１項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

- ２ 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- ３ 第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から１０日以内とする。

（申告納入）

第１２条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から同月末日までに徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入（以下「申告納入」という。）しなければならない。

- ２ 特別徴収義務者は、規則で定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合には、前項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定により提出すべき納入申告書の提出期限と同一の期限とする。ただし、宿泊施設の経営を１月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から１月以内にこれを申告納入しなければならない。

１月及び２月	３月
４月及び５月	６月
７月及び８月	９月
１０月及び１１月	１２月

- 3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

- 3 市長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(不足金額等の納入の手続)

第14条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第12条第1項又は第2項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第12条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間、当該帳簿を保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊数、宿泊税の課税対象となる宿泊数及び宿泊税額

(2) その他市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間、当該書類を保存しなければならない。

(1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) その他市長が必要と認める書類

(関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第16条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第17条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳

簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（市税に関する法令の規定の適用）

第18条 第16条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定により関係帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は関係帳簿を隠匿した者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して関係帳簿を5年間保存しなかった者
- (3) 第15条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は関係書類を隠匿した者
- (4) 第15条第2項の規定に違反して関係書類を2年間保存しなかった者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して

も、同項の罰金刑を科する。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第20条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であつて、条例で指定するものとする。

（賦課徴収）

第21条 宿泊税の賦課徴収は、法令又はこの条例に定めるもののほか、旭川市税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第3条の2第1項中「この条例又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例、旭川市宿泊税条例（令和7年旭川市条例第19号）又はこれらの条例に基づく規則」と、同条例第8条第1項中「又はこの条例」とあるのは「、この条例又は旭川市宿泊税条例」と、同条例第11条各号列記以外の部分中「又は第146条第1項若しくは第2項」とあるのは「、第146条第1項若しくは第2項又は旭川市宿泊税条例第12条第1項若しくは第2項」と、同条第1号中「又は第134条第3項」とあるのは「、第134条第3項又は旭川市宿泊税条例第12条第1項若しくは第2項」とする。

（賦課徴収の方法の特例、道宿泊税に係る督促等）

第22条 宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）により、その宿泊者に課する税（以下この条において「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（適用区分）

2 この条例に基づく宿泊税の賦課徴収については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 第8条第2項の規定による特別徴収義務者の指定、第10条第1項の規定による納税管理人の申告及び承認並びにこれらに関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 この条例の公布の日以後で規則で定める日において現に宿泊施設を経営している者又は同日から施行日の前日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、同日までに、第9条第1項の規定の例により申告書を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定により申告をした者は、その申告をした事項に異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。
- 6 附則第4項の規定により申告をした者は、宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 附則第4項の規定により申告をした者は、施行日において第9条第1項の規定による申告をしたものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

- 8 当分の間、第14条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(検討)

- 9 市長は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。